

各都道府県アーチェリー協会（連盟） 各位

（公社）全日本アーチェリー連盟
国体担当 溝井 利和
（公印省略）

国民体育大会 各種別5位～8位の順位決定について
アンケート調査ご協力をお願い

先般の「第3回国体改革委員会」におきまして、標記により新たな提案がございました。委員会での方向性は承認されましたが、全日本アーチェリー連盟競技規則との整合性、日本体育協会の意向等も勘案し、且つ各都道府県協会（連盟）のご意見も参考にして、国体改革を進めて参りたいと考えております。

つきましては、下記についてのアンケート調査にご協力の程お願いいたします。

記

1. 国民体育大会 各種別5位～8位の順位決定について

※いずれかの数字に○でお答えください。

① 国体改革委員会の方向性に賛成する。

1/4 ファイナルの結果、敗退したチームはすべて5位として、総合成績の競技得点は、一律7.5点を与える。

（これまでの競技得点は、5位12点・6位9点・7位6点・8位3点）

② 2014～2015 全日本アーチェリー連盟競技規則第207条17項により、5位～8位の順位を決定して、従来の競技得点とする。

2. その他、ご意見があればご記入ください。

★日本体育協会のヒアリングでは、5位～8位のすべてを5位とする新たな提案には非常に消極的であった。国体は都道府県対抗であるので、あくまでも順位をはっきり決定して欲しいとの強い回答であった。

<参考>

○第69回長崎国体の各種別5位～8位の順位決定は、監督会議資料の「3. 競技について ウ. 順位決定規則②」に次のように規定されている。

「イルミネーションラウンド（1/4）の敗者は、敗戦時に獲得したポイント数で、ポイント数が同数の場合、その対戦の合計得点により5位から8位を決定する。同点の場合は、10点数X 数によって順位を決める。これが同じだった場合、同順位とする。」

○「2014～2015 全日本アーチェリー連盟競技規則」第207条17項には、次のように規定されている。

「1/4ファイナル（準々決勝戦）で敗退したチームは、その対戦で獲得したポイント数で、ポイント数が同数の場合、その対戦の合計得点で最終順位を決定する。同点の場合、同順位とする。なお、敗退したチームの順位を本条17項1号a・bの規定により、決定することができる。」

（ ）アーチェリー協会（連盟）

職名・記載者名

印

なお、回答は捺印の上、恐れ入りますが平成27年5月12日(火)全日本アーチェリー連盟事務局へ必着でお願いいたします。